



秩父別町

結婚新生活支援補助金



秩父別町では、町内で結婚を伴う新生活をされる世帯を対象に、引越費用及び住居費用一部を補助します！

対象期間に婚姻された世帯は、補助の対象となる場合がありますので、お気軽にご相談ください！

【補助対象世帯】

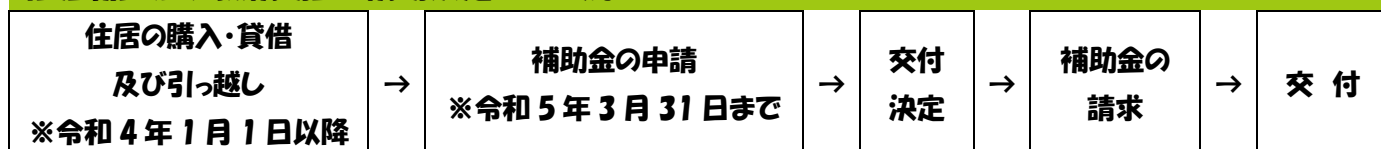
- 令和 4 年 1 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に婚姻届けを受理された夫婦
 - 婚姻日における年齢が、夫婦ともに 39 歳以下であること
 - 申請日から令和 5 年 3 月 31 日まで申請時の住居に居住すること
 - 夫婦の合計所得が 400 万円未満であること（所得証明書にて確認します）
- ※上記の要件に該当しない場合も、「新婚世帯・子育て支援引越費用助成事業」、「新婚世帯・子育て支援家賃助成事業」の対象になる場合がありますので、お問い合わせください。

【補助内容】

令和 4 年 1 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに補助対象世帯が支払った下記の費用の全額（合計 30 万円が上限額となります）

- 住居費用……結婚を機に購入及び貸借した住居に係る費用
- 引越費用……結婚を機に引っ越しをした際に支払った費用

結婚新生活支援補助金 補助決定までの流れ



申請受付期間: 令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日



【お問い合わせ先】

秩父別町役場 企画課企画・まちづくり係
☎0164-33-2111